

会則

制定 2024年4月1日

第一条 (会の名称・連絡先)

本会は **池袋フィールドワーク** と称する。

第二条 (会の目的)

本会は会員による自主運営とし、人と人の繋がりでフィールドワークを行い地域の魅力を発信する任意・生涯学習団体とする。また、地域を知りたい方のための情報発信・交流の場とし、同じ思いをもった方々が、お互いに情報交換し合い、輪を広げ、地域貢献活動へ繋がることを目的とする。

第三条 (会の事業)

- 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - 池袋地域の学習及び豊島区学習講座への参加**
 - 地域の人々との交流と地域史の掘り起こし**
 - 池袋地域の情報発信**
 - その他、池袋地域に寄与すること**
- 本会は次に関する行為は行わないものとする。
 - 営利を目的とした行為
 - 特定の政党その他政治団体の利害に関する行為
 - 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、またはこれに反する行為
 - 特定の宗教・教派・宗派・教団を支持し、またはこれに反する行為
 - 公序良俗に反する行為（ヘイトスピーチを含む）

第四条 (会員の資格)

- 豊島区内・外を問わず第二条の目的に賛同する人。
- SNSアカウントを用いて本会の活動運営に参加できること。

第五条 (役員)

本会の役員は次のとおりとする。

代表 1名
副代表 1名
会計 1名

第六条 (役員を選出・任期)

- 役員は会員によって構成され総会において選出するものとする。
- 役員の任期は 1年とする。

第七条 (総会・役員会)

- 本会は会員による自主運営のための会の意思を決定し、表明するための総会を開催する。
- 総会は会員によって構成され、会員の半数以上の賛成を持って成立するものとする。

第八条 (会の経費)

- 本会の経費は**会員とその他の収入**によってまかなう。
- 会費としては徴収せず、都度均等割にて徴収とし取り扱う。

第九条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4月1日から 3月31日とする。

第十条 (規約の発行)

本規約は 2024年4月1日より発効する。

上記十条からなる会則を理解し、同意します。

_____年_____月_____日

署名